

令和3年度小牧岩倉衛生組合環境センター管理委員会
第1回臨時会会議録

1 開催日時 令和3年4月22日(木) 午前10時10分から午前10時50分まで

2 開催場所 小牧岩倉エコルセンター 2階研修室

3 出席委員

浅井 実男	委員長	舟橋 逸喜	副委員長	上田 真哉	委員
馬場 正司	委員	稲垣 幸子	委員	井戸田通敬	委員
武 勤	委員	橋本 弘二	委員	余語 正義	委員
松井 義夫	委員	前川 康男	委員	橋本 秀明	委員
河村 典久	委員(学識経験者)				
片岡 和浩	委員	藤田 伸也	委員	隅田 昌輝	委員

欠席委員

梶 進 委員

事務局

永井 浩仁	事務局長	三島喜久男	業務課長
後藤 文寿	総務課長	熊崎 礎功	業務課長補佐
服部 和宏	業務課副主幹兼業務係長	今枝 里美	総務課長補佐
佐藤 豪洋	業務課施設管理係長	堀田 易伯	総務課会計係長

4 議題

(1) 環境センターの施設概要及び環境センター公害防止計画について

5 その他

(1) ごみ溶融施設の運転操作の一部委託について

6 会議資料

- ・環境センターの施設概要等
- ・環境センター公害防止計画
- ・ごみ溶融施設の運転操作の一部委託について【資料】
- ・小牧岩倉エコルセンターパンフレット

後藤総務課長：今日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。会議に先立ちまして、永井事務局長より委員の皆様方にごあいさつを申し上げます。

永井事務局長：あいさつ

後藤総務課長：事務局の職員の紹介につきましては、お手元に環境センター管理委員会委員の名簿をお配りさせていただいております。その名簿の下段に事務局職員の名簿を付けさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

後藤総務課長：只今より、令和3年度小牧岩倉衛生組合環境センター管理委員会第1回臨時会を開催させていただきます。本日の出席委員は、16名であります。環境センター管理委員会要綱第5条の規定により、会議は成立いたします。初めての委員会でありますので、正・副委員長が不在であります。事務局長が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

永井事務局長：それでは、委員長が決まりますまで、議事の進行を務めさせていただきます。委員長の選出につきましては、小牧岩倉衛生組合環境センター管理委員会要綱第2条第2項において、委員の互選により定めることとなっておりますが、従前より野口区長様にお願いをいたしております。今回につきましても野口区長の浅井実男様に委員長を推薦させていただきたいと思いますが、その他に委員長のご推薦がございましたらお願いをいたします。

(なしの声)

永井事務局長：他に委員長の推薦は、ないようでございますので、野口区長の浅井実男様を委員長とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

永井事務局長：ありがとうございます。異議なしの声をいただきました。野口区長の浅井実男様を委員長に決定いたします。浅井実男様は委員長席へお越しく下さい。

永井事務局長：それでは、委員長からご挨拶をお願いいたします。

浅井委員長：就任あいさつ

永井事務局長：ありがとうございました。これ以降の議事の取り回しにつきましては、委員長をお願いいたします。

浅井委員長：それでは、続きまして、副委員長の選出を行いたいと思います。本会の副委員長につきましては、小牧岩倉衛生組合環境センター管理委員会要綱第2条第2項において、委員の互選により定めることとなっておりますが、従前より小牧市の市民生活部長をお願いをしており、今回につきましても、市民生活部長の舟橋逸喜委員を副委員長に推薦させていただきたいと思いますが、その他に副委員長のご推薦がありませんでしょうか。

(なしの声)

浅井委員長：他に副委員長の推薦は、ないようですので、小牧市市民生活部長の舟橋逸喜委員を副委員長に決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

浅井委員長：ありがとうございます。異議なしと認め、小牧市市民生活部長の舟橋逸喜委員を副委員長に決定いたします。副委員長席へお越してください。

浅井委員長：それでは、副委員長からご挨拶をお願いいたします。

舟橋副委員長：就任あいさつ

浅井委員長：ありがとうございました。次に、前回より引き続き、公衆衛生学・環境科学などの分野の学識経験者として、河村典久様に委員として参加いただいております。よろしくお願いいたします。

浅井委員長：それでは、議事に入ります。議題1「環境センターの施設概要及び環境センター公害防止計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

三島業務課長：それでは、議題1「環境センターの施設概要及び公害防止計画について」ご説明いたします。別紙の環境センターの施設概要等をご覧ください。なお、搬入量が変更になる場合がありますので、暫定版としております。1、環境センターにはごみ溶融施設とごみ破碎施設があり、ごみ溶融施設には、1日当たり98.5tのごみ処理ができるシャフト炉式ガス化溶融炉が2基あります。また、ごみ破碎施設には、5時間で27tの破碎処理ができる低速破碎機と高速破碎機を各1基備え、2段処理を行う事で爆発や火災等のリスクを減らしております。さらに磁選機とアルミ選別機による、鉄とアルミの回収を行っております。2、小牧市と岩倉市の人口及びごみ搬入量については、令和3年4月1日現在の人口と令和2年度のごみ搬入実績としまして、小牧市は人口151,920人、ごみ搬入量は約37,000t、岩倉市は人口47,922人、ごみ搬入量は約9,000tでした。3、ごみ搬入量の前年度実績との増減比較については、燃やすごみは1.6%の減少、粗大ごみの可燃性8.1%の減少、粗大ごみの不燃性は12.9%の増加、破碎ごみは7.4%の増加、埋立ごみは5.6%の減少で、合計いたしますと全体で0.4%の減少でした。4、ごみ処理量については令和2年度実績でご説明いたします。ごみ溶融施設における溶融処理量は45,028.79t、増減率は2.5%の減少で、資源の内訳は、メタル501.20t、スラグ4,107.68tでした。ごみ破碎施設における破碎処理量は5,322.88t、増減率は9.6%の増加で、資源の内訳は、鉄が400.15t、アルミが24.07t、粗大金属が204.02tでした。5、過去15年間のごみ搬入量の推移は、令和2年度45,824tで、平成18年度より10,971t減少していますが、ここ近年をみますと平成28年度以降は、ほぼ横ばいで推移しております。

続きまして、環境センター公害防止計画についてご説明いたします。

1 ページ目 1、協定基準値につきましては、(1) 排ガス濃度のばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀のそれぞれの協定基準値については表中に記載されたとおりとなっております。なお、表の下※印にて、水銀が協定基準値を超えた場合の対応について記載しておりますが、令和3年4月1日に大気汚染防止法施行規則が改正され、条数が第16条の12から第16条の18に変更となっておりますので訂正しております。なお、変更は条数のみで、条文の内容に変更はございません。次に(2) 排水について、No.1の水素イオン濃度からNo.33の1,4-ジオキサンまでの協定基準値については表中に記載されたとおりとなっております。

続きまして、(3)の騒音については昼夜とも50dB以下、(4)の振動については、昼夜とも60dB以下で、騒音、振動ともに測定場所は、環境センターの敷地境界線上です。(5)の臭気について、No.1のアンモニア

からNo.23の臭気指数までの協定基準値については表中に記載されたとなっております。

続きまして、4 ページ目 2、測定方法・回数・測定場所についてご説明いたします。なお、測定場所欄の赤字につきましては、今回の説明用に記載したもので、本来の公害防止計画には記載されておりません。測定場所については最終ページの参考図に示していますので合わせてご覧ください。(1)の排ガス濃度 ア 手分析の回数は年4回、測定場所は煙突で、測定方法は表中に記載されたとおりとなっております。イ 自動連続測定の回数は連続、測定場所は煙突又は煙道で、測定方法は表中に記載されたとおりとなっております。(2)の排水No.1の水素イオン濃度からNo.5の大腸菌群数までは、ごみ熔融炉が2炉共停止する全休炉期間中に浄化槽排水を調整池へ放流する場合に、浄化槽放流口で測定を行います。No.6のカドミウム及びその化合物からNo.33の1,4-ジオキサンまでは、雨水排水時に調整池西側流入口で年2回の測定を行います。測定方法は表中に記載されたとおりです。次に(3)騒音及び(4)振動の測定回数は年4回、測定場所は環境センター敷地境界線上6か所で、測定方法は表中に記載されたとおりです。(5)臭気の測定回数は年1回、測定場所は環境センター南側敷地境界線上で、測定方法は表中に記載されたとおりとなっております。

続きまして、7 ページ目 3、目標環境濃度についてご説明いたします。

(1)大気環境濃度の浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、二酸化窒素、塩化水素の環境基準値については表中に記載されたとおりとなっております。

(2)土壌環境ではダイオキシン類を測定し環境基準値は1000pg-TEQ/g以下となっております。

続きまして、4、目標環境濃度の測定方法・回数・測定場所についてご説明いたします。(1)大気環境濃度の測定場所は野口区域内の1地点で、測定回数は連続、測定方法については表中に記載されたとおりとなっております。(2)土壌環境の測定場所は、環境センター内の1地点で、測定回数は3年に1回の測定、測定方法は表中に記載されたとおりです。5、調整池からの排水の測定方法・回数・測定場所については、測定場所は放流口、測定回数は年2回、測定方法は表中に記載されたとおりとなっております。8 ページ目 6、気象の測定方法・回数・測定場所につきましては、風向・風速及び温度・湿度の測定場所は環境センター内の測定地点で、測定回数は連続で測定を行っております。なお、野口区地内の1地点につきましても風向・風速を連続で測定しています。

続きまして、9 ページ目の公害防止対策については項目のみの説明とさせていただきます。1、大気汚染防止対策 2、水質汚濁防止対策 3、

騒音、振動防止対策 4、臭気防止対策 5、廃棄物等の措置 6、ごみの減量化 7、運搬車両の措置 8、測定結果の公表 9、管理体制の強化を行い、公害防止には万全の対策を行っております。以上で、説明を終わらせていただきます。

浅井委員長：ありがとうございました。今事務局からの説明がありましたが、何かご質問はありませんでしょうか。

浅井委員長：質問がなければ、なかなか専門的な数字の経過説明でありますので今日は学識経験者の河村先生もご出席いただいておりますので、ご紹介とともに何か私達が理解できる部分があれば教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

河村委員：ご指名ですので、今の説明の中で3ページ目、公害防止計画の(5)臭気の表にNo.16のイソバレルアルデヒド、No.17ノルマルバレルアルデヒドがあります。それぞれ協定基準値は違いますが、見ていただきたいのは、6ページにある(5)臭気の表では、No.16と17の項目名が3ページの表のものと逆になっております。基準値もそれに従って変わっておりますが、このとおりで良いのか。それぞれ基準値が異なりますのできちんとしないといけない。

三島業務課長：一度確認をいたします。

河村委員：先ほど委員長さんより指摘がありました。分かりにくいのは、基準値で、例えば1ページの排ガス濃度の表で、ばいじんは $0.01\text{g}/\text{m}^3$ で 1m^3 の中に 0.01g 、これが基準値となっております。それから硫黄酸化物は 20ppm となっております。 ppm と g/m^3 がどのように違うかというと、気体の場合は ppm で測定し、物体として測定するものは g/m^3 となっております。臭気だと気体なので ppm と、水質の場合は mg/L となっておりますので、このことはきちんと区分して書かれていると思います。それからダイオキシンが一番問題になりますが、例えば1ページの表の $0.010\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ が何かと言いますと、TEQというのは、「相当量」を表しています。ダイオキシンはいろんな種類がありまして、一番発がん性が高いのは2,3,7,8の位置に塩素が合わせて4つくっついたダイオキシンの化合物で、この一番毒性の強いダイオキシン化合物を1として塩素がくっついていないものはほとんど毒性がありません。一番強い毒性の強いダイオキシン化合物に置き換

えた場合に、どれだけの数値、濃度になるか表していますのでご理解をいただきたいと思います。あとの数値については、説明することはないかと思いますが、特に注意して見ていただきたい。ダイオキシンというと非常に危険なものであると意味合いがありますが、中には全く毒性のないものもあり、ダイオキシンといっても直ぐにびっくりされないようお願いしたいと思います。

浅井委員長：ありがとうございました。先生のお話も非常に難しいところがありますが、ご指摘されたものを含め対応もよろしくをお願いしたいと思います。

余語委員：大気環境濃度で、連続測定を4項目される予定ですが、機械で測定されると思いますが、チェックはどんな頻度でどのようにやられるか知りたい。それと直接は関係ないかもしれませんが、9ページの2番の水質汚濁防止対策の③において、生活排水は原則放流しないが、休炉時等の放流必要時は、浄化槽の処理後に放流するとなっています。野口区も下水道整備されると思いますが、下水道整備された時にこのままなのか、下水道に接続されるのか。以上の2点をお尋ねしたいです。

後藤総務課長：お尋ねのありました7ページの大気汚染濃度の連続測定ですが、頻度としては、24時間の連続測定、機械で測定しております。それから9ページの生活排水の放流に関しては、操業中については、生活排水は放流しておりません。ここに記載してありますとおり休炉時については、放流する場合があります。下水道の整備については、野口区、林区はすでに整備されておるところですが、進捗状況を踏まえまして、公共施設ですので計画に沿ったかたちで予定していきたいと考えているところであります。

余語委員：1点目の質問について、機械のチェックをどの位でされているのか。機械がうまく作動していないと違った数値がでてしまうので、機械のチェックをどのようにやられるのかをお聞きしたい。

後藤総務課長：機械のチェックは、現地のチェックは月に1回行っております。測定につきましては、テレメーターにより業者へ随時測定結果が入ることになっています。

余語委員：ありがとうございました。

浅井委員長：ほかに質問はありませんか。なければ、議題については終了したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(なしの声)

浅井委員長：議題につきましては、終了させていただきたいと思います。

浅井委員長：続きまして、「その他」について、事務局から何かありませんか。

後藤総務課長：事務局からごみ溶融施設の運転操作委託についてご説明を申し上げます。現在のごみ処理施設につきましては、野口区との建設同意協定により、施設稼働につきましては、令和21年度までの25年間とされております。また、運転管理体制につきましては、旧施設の管理体制を踏襲しまして、全面的な委託運営は行わないとしております。令和3年度からの運転委託にあたりましては、令和2年3月6日に野口区の了解を得ているところでありますが、改めまして、ごみ溶融施設の運転操作委託の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

別添資料をご覧ください。まず1点目として、ごみ溶融施設運転操作の内容でございます。ごみ溶融施設の中央制御室におけるプラント班の主な作業内容として、溶融炉運転といたしまして炉運転制御、ごみの処理量、燃焼制御（温度、空気量、燃料供給制御等）、排ガス設備につきましては、排ガス濃度、温度、ガス流量、薬剤供給制御等を行っております。また、余熱利用として、蒸気タービン、発電機運転制御、資材管理として運転に必要な燃料、薬剤、資機材の在庫管理等を行っております。これらの作業者につきましては、令和2年度までは組合職員のみでございましたが、令和3年度からはこれに委託職員が加わるものでございます。

また、溶融炉前での作業として、溶融処理を行った後の溶融物、これはスラグ等でございますが、これの出湯いわゆる取り出し作業を行っており、この作業者については委託職員において行っているところでございます。

2点目といたしまして、ごみ溶融施設の運転操作委託の範囲でございます。ごみ溶融施設の運転業務は、業務課のプラント管理係が所管をしております。ごみ溶融施設は、プラント班5班による交代勤務により運転を行っております。令和3年度につきましては、プラント班5班のうち1班について、運転操作の委託を行うものでございます。

3点目としまして、監視体制についてでございます。ごみ溶融施設の運転操作の委託に伴い、プラント管理係に委託事業者による溶融炉の運転状

況を把握する監視制度を新たに導入をいたしました。令和3年度は、委託プラント班に1名の職員を配置いたしまして、休日、夜間等を含む委託時の運転状況について監視を行うものいたします。以上、ごみ溶融施設の運転操作委託についてのご説明とさせていただきます。

浅井委員長：ほかに何かありませんか。

上田委員：溶融炉に変わってからごみの捨て方が少し変わってますよね。その周知がちゃんとなされていないところがあるようなので、ちゃんと出来ているかどうか、それが資源化されているのか気になるところです。もう1点、資料には、基準値は書かれてあったんですが、実際の数値はここには無いんですよね。まずいことはでないと思いますが、現在値は、ホームページを見ないといけないのか。

後藤総務課長：資源化等につきましては、構成市であります小牧市、岩倉市と協力をいたしまして周知や資源の回収に努めてまいりたいと考えております。測定の数値については、組合のホームページで定期的に公表させていただいております。また、リアルタイムでは管理棟の玄関ホールにも数値を表させていただいております。また、この委員会は年2回の開催で、それぞれの開催時におきまして、数値についてのご報告並びにご説明をさせていただきますことになっておるところでございます。

浅井委員長：なければ、本日予定しておりました議事は終了します。これをもちまして、令和3年度小牧岩倉衛生組合環境センター管理委員会 第1回臨時会を閉会いたします。本日は、お疲れ様でございました。

後藤総務課長：事務局から1点だけご連絡をさせていただきます。委員会の開催月でございますが、管理委員会の定例会につきましては、委員会要綱第4条によりまして、年2回の開催となっております。慣例といたしまして、第1回定例会を8月、第2回定例会を2月に開催をしております。次回の会議につきましては、8月の上旬を予定したいと思っております。また、開催日が決定次第ご通知を申し上げますのでよろしくお願いしたいと思います。本日は、ありがとうございました。